

秋田県告示第256号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定に基づき、公示する。

令和3年4月16日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 検査対象区域、検査対象特定計量器、期日、時間及び場所

検査対象区域	検査対象特定計量器	検査期日	検査時間	検査場所
男鹿市	非自動はかり及び分銅	令和3年5月17日	午前10時から午前11時30分まで	男鹿市角間崎字家ノ下54 若美コミュニティセンター
		令和3年5月18日	午前10時から午後3時まで	男鹿市船川港船川海岸通り二丁目14番2 男鹿市民文化会館
井川町	非自動はかり及び分銅	令和3年5月19日	午前10時から午後3時30分まで	南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口106番地1 井川町健康センター
潟上市	非自動はかり及び分銅	令和3年5月20日	午前10時から午後3時30分まで	潟上市飯田川下虻川字八ツ口66 潟上市市民センター飯田川館
		令和3年5月21日	午前10時から午後3時30分まで	潟上市天王字持長根93番地1 潟上市天王コミュニティ防災センター
八郎潟町	非自動はかり及び分銅	令和3年5月24日	午前9時30分から午前11時30分まで	南秋田郡八郎潟町字大道81番地1 八郎潟町農村環境改善センター
五城目町	非自動はかり及び分銅	令和3年5月24日	午後1時30分から午後3時30分まで	南秋田郡五城目町字下夕町182 五城目朝市ふれあい館
三種町	非自動はかり及び分銅	令和3年5月25日	午前10時から午後3時30分まで	山本郡三種町鶴川字西本田2 三種町八竜農村環境改善センター
		令和3年5月26日	午前10時から午後3時30分まで	
		令和3年5月27日	午前10時から午後3時30分まで	山本郡三種町鹿渡字東二本柳29番地3 三種町琴丘地域拠点センター
		令和3年5月28日	午前10時から午後3時30分まで	山本郡三種町森岳字町尻35 三種町山本地域拠点センター
八峰町	非自動はかり及び分銅	令和3年6月1日	午前10時30分から午後3時まで	山本郡八峰町峰浜字豊後長根25番地3 八峰町埴川健康センター
		令和3年6月2日	午前10時30分から午後3時まで	山本郡八峰町八森字椿台112 八森体育館
能代市	非自動はかり及び分銅	令和3年6月7日	午前10時から午後3時まで	能代市二ツ井町字下野家後49 能代市二ツ井公民館
		令和3年6月8日	午前10時から午後3時まで	能代市追分町4番地26 能代市中央公民館
		令和3年6月9日	午前10時から午後3時まで	
		令和3年6月10日	午前10時から午後3時まで	
藤里町	非自動はかり及び分銅	令和3年6月11日	午前9時30分から午前11時30分まで	山本郡藤里町藤琴字家の後67 藤里町三代交流館
上小阿仁村	非自動はかり及び分銅	令和3年6月14日	午前10時30分から午前11時30分まで	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原118

				上小阿仁開発センター
北秋田市	非自動はかり 及び分銅	令和3年6月14日	午後1時30分から午後3時 30分まで	北秋田市阿仁銀山字下新町41番地 20 北秋田市阿仁山村開発センター
		令和3年6月15日	午前9時30分から午前11時 30分まで	北秋田市米内沢字七曲172 北秋田市森吉総合スポーツセンタ ー
		令和3年6月15日	午後2時から午後4時まで	北秋田市李岱字下豊田25 合川体育館
		令和3年6月16日	午前9時30分から午後3時 まで	北秋田市材木町2番地2 北秋田市交流センター
大潟村	非自動はかり 及び分銅	令和3年6月22日	午前10時から午後3時まで	南秋田郡大潟村字中央1番地17 大潟村村民センター
		令和3年6月23日	午前10時から午後3時まで	
小坂町	非自動はかり 及び分銅	令和3年9月13日	午後1時30分から午後3時 まで	鹿角郡小坂町小坂字砂森7番地1 小坂町交流センター（セパーム）
鹿角市	非自動はかり 及び分銅	令和3年9月14日	午前9時から午後4時まで	鹿角市花輪字荒田1番地1 鹿角市交流センター
		令和3年9月15日	午前9時から午後4時まで	
大館市	非自動はかり 及び分銅	令和3年9月16日	午前9時30分から午後3時 30分まで	大館市比内町扇田字庚申岱8 比内公民館
		令和3年9月17日	午前9時30分から午前11時 30分まで	大館市早口字上野43番地1 田代公民館
		令和3年9月27日	午後1時30分から午後4時 まで	大館市有浦一丁目8番15号 大館市北地区コミュニティセンタ ー
		令和3年9月28日	午前9時30分から午後4時 まで	
		令和3年9月29日	午前9時30分から午後4時 まで	
		令和3年9月30日	午前9時30分から午後3時 まで	

- 2 特定計量器の所在の場所で行う検査の期日
令和3年5月17日から令和4年3月31日まで
- 3 特定計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、3日以上の上検希望期日を選定し、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第2項の規定により、申請すること。
- 4 特定計量器の定期検査を実施する指定定期検査機関の名称
一般社団法人秋田県計量協会